

○桜井宇陀広域連合職員の育児休業等に関する条例

〔平成9年3月31日〕

条 例 第 1 6 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月桜井市条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。